

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人和歌山大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じて100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

平成23年人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし俸給月額を約0.5%引き下げた（平成24年4月1日より改定）。また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額・地域手当・広域異動手当、及び期末特別手当から、それぞれ100分の9.77に相当する額を減じた額を支給することとした。

理事

平成23年人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし俸給月額を約0.5%引き下げた（平成24年4月1日より改定）。また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準拠し、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、俸給月額・地域手当・広域異動手当、及び期末特別手当から、それぞれ100分の9.77に相当する額を減じた額を支給することとした。

理事
(非常勤)

常勤役員の俸給月額等の引き下げに伴い、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、非常勤役員手当の月額について100分の10に相当する額を減じた額を支給することとした。

監事

該当者なし。

監事
(非常勤)

常勤役員の俸給月額等の引き下げに伴い、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、非常勤役員手当の月額について100分の10に相当する額を減じた額を支給することとした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬（給与） 千円	賞与 千円	その他（内容） 千円	就任	退任	
法人の長	14,773	10,494	3,833	314（地域手当） 130（通勤手当）			
A理事	9,655	6,207	3,023	186（地域手当） 238（通勤手当）		12月31日	
B理事	8,829	5,728	2,719	171（地域手当） 171（広域異動手当） 36（通勤手当）		12月30日	◇
C理事	11,625	8,276	3,023	248（地域手当） 78（通勤手当）			
D理事	2,182	2,084	0	62（地域手当） 36（通勤手当）	1月1日		
E理事	2,061	1,751	0	175（地域手当） 12（通勤手当） 123（単身赴任手当）	1月1日		◇
F理事 （非常勤）	3,183	2,980	0	202（交通費）			
A監事 （非常勤）	751	745	0	5（交通費）			
B監事 （非常勤）	825	745	0	79（交通費）			※

注1：総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2：地域手当とは、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価等を考慮して和歌山県和歌山市に所在する事業所に勤務する役職員に支給しているものである。

注3：広域異動手当とは、本学が遠隔地に居住する者を役職員として任命した場合において、異動前後の在勤事業所間の距離及び異動直前の住居と異動直後の事業所間の距離がいずれも60km以上であるときに支給しているものである。

注4：単身赴任手当とは、本学が遠隔地に居住する者を役職員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給しているものである。

注5：「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを示す。

注6：「前職」欄の「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長					該当者なし	
理事A	3,977 (39,653)	3 (38)	5 (6)	H24.12.31	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会の基本的考え方を参考に、同人の在任期間中の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、評価「1」と決定した。
理事B					該当者なし	
理事A (非常勤)					該当者なし	
理事B (非常勤)					該当者なし	
監事A					該当者なし	
監事B					該当者なし	
監事A (非常勤)					該当者なし	
監事B (非常勤)					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・効率化等を図り、かつ教職員のインセンティブを消失せしめないような人事政策（給与制度）を検討し、それらに基づいた適正な人件費管理を行うこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費が、その大部分について国からの運営費交付金及び授業料に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与：勤勉手当 (査定分)	基準日（6月1日・12月1日）以前6ヶ月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合（成績率）に基づき支給される。
俸給月額 (昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が適切に反映されるよう、昇給区分に応じた号棒数上位の号棒に昇給させることができる。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

1. 平成23年人事院勧告に準拠し、下記の施策を実施した。
平成24年4月1日より全俸給表を改定し、俸給月額について平均0.23%の引き下げを行った。また、給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額について、平成18年3月31日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額に引き下げを行った。（再雇用職員以外）
2. それまで一律の金額だった教員免許状更新講習手当を、平成24年4月1日よりその講義等の領域の区分に応じた時間単価で支給することとした。
3. 給与構造改革による昇給抑制の回復措置として、当該教職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があると認められる教職員の号俸を、平成24年4月1日、平成25年4月1日、及び平成26年4月1日にそれぞれ1号俸（調整考慮事項を考慮し特に調整の必要があると認められる教職員にあつては2号俸）上位に調整する改正を行った。
4. 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に準拠し、平成24年7月1日より平成26年3月31日までの間、次の給与支給減額措置を講じた。（但し、教育職俸給表（二）及び（三）の適用者、再雇用教職員及び外国人教師を除く）
俸給月額、地域手当及び広域異動手当について、それぞれ各俸給表及び級毎に定める支給減額率（別表）に相当する額を減じた額を支給することとした。管理職手当及び主幹教諭手当については、それぞれ100分の10に相当する額を減じた額を支給することとした。また、期末手当及び勤勉手当について、それぞれ100分の9.77（但し、平成24年12月期に限り100分の5）に相当する額を減じた額を支給することとした。

（別表）支給減額率

俸給表	職務の級	支給減額率
一般職俸給表（一）	2級以下	▲4.77%
	3級から6級まで	▲7.77%
	7级以上	▲9.77%
一般職俸給表（二）	3級以下	▲4.77%
	4级以上	▲7.77%
教育職俸給表（一）	2級以下	▲4.77%
	3級及び4級	▲7.77%
	5级以上	▲9.77%
教育職俸給表（二）	4級以下	0%（当分の間）
教育職俸給表（三）	4級以下	0%（当分の間）
医療職俸給表（一）	2級以下	▲4.77%
	3級から7級まで	▲7.77%
	8級	▲9.77%
医療職俸給表（二）	2級以下	▲4.77%
	3級から6級まで	▲7.77%
	7級	▲9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年棒制適用者以外]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額 (平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	426	46.1	7,188	5,342	163	1,846
事務・技術	107	40.9	5,063	3,816	121	1,247
教育職種 (大学教員)	257	49.4	8,252	6,080	204	2,172
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	2					
教育職種 (附属高校教員)	22	41.0	6,789	5,180	76	1,609
教育職種 (附属義務教育学校教員)	37	40.7	6,367	4,865	63	1,502
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	1					
再任用職員	9	62.4	3,204	2,742	105	462
事務・技術	9	62.4	3,204	2,742	105	462
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種						

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	2					
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：常勤職員の技能・労務職種及びその他医療職種（看護師）、任期付職員の教育職種（外国人教師等）、非常勤職員の事務・技術職種については該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3：「教育職種（附属高校教員）」とは、附属特別支援学校教員を示す。

[年棒制適用者]

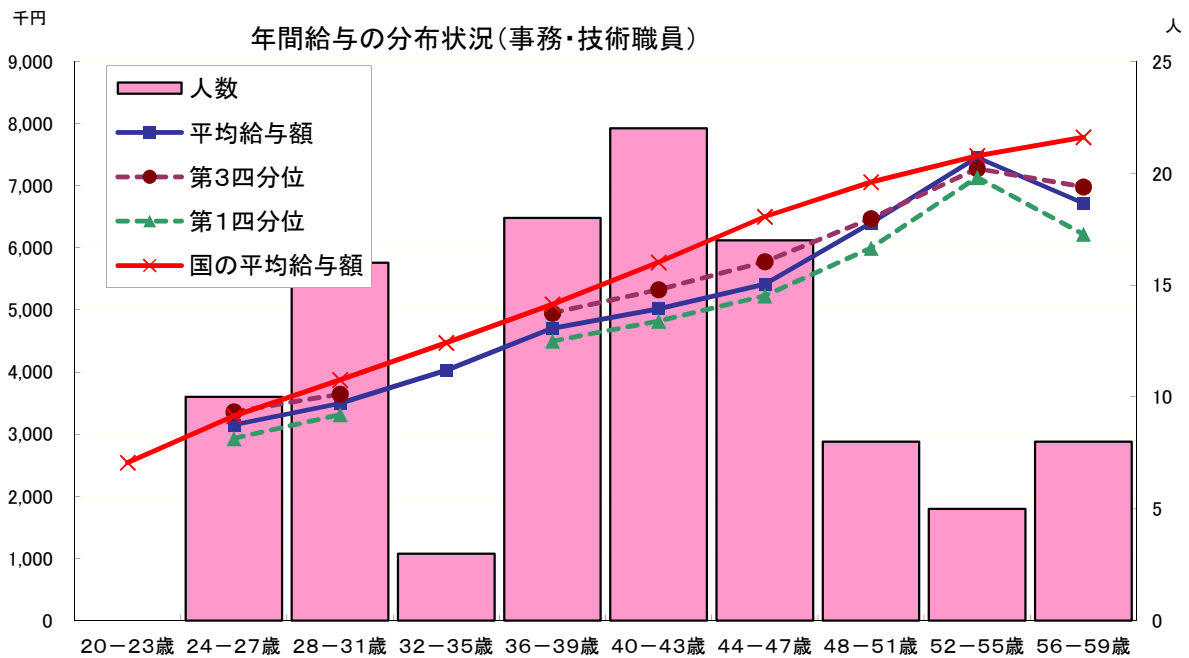
区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
任期付職員	26	38.5	3,614	3,614	124	0
事務・技術	7	38.8	2,866	2,866	89	0
教育職種 (大学教員)	18	39.2	3,962	3,962	142	0
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (附属高校教員)	該当者なし					
教育職種 (附属義務教育学校教員)	1					

注1：任期付職員の教育職種（附属義務教育学校教員）については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2：「教育職種（附属高校教員）」とは、附属特別支援学校教員を示す。

② 年間給与の分布状況（事務・技術職員／教育職員（大学教員））
 〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

（事務・技術職員）



注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢32～35歳の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

（事務・技術職員）

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・部長	1				
・課長	10	54.9	7,051	7,382	7,640
・課長補佐	13	49.8	6,055	6,165	6,332
・係長	41	42.8	4,860	5,154	5,326
・主任	10	38.7	3,842	4,342	4,797
・係員	32	30.9	3,217	3,464	3,645

注1：「部長」には、部長相当職である「企画調整役」を含む。

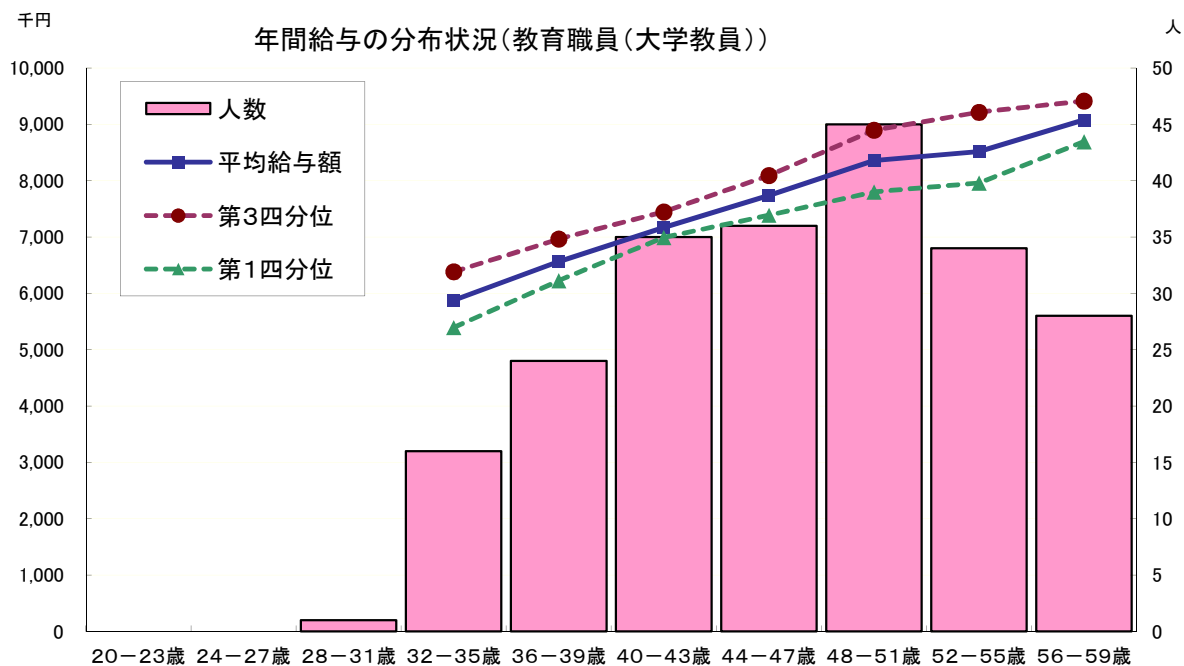
注2：「部長」については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注3：「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。

注4：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「専門員」を含む。

注5：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

(教育職員 (大学教員))



注1：年齢28～31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額については表示していない。

(教育職員 (大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	134	55.1	8,532	9,045	9,646
・准教授	98	44.0	6,914	7,227	7,733
・講師	7	38.5	6,384	6,757	7,428
・助教	14	39.1	5,394	5,764	6,031
・教務職員	4	48.8	-	5,033	-

注1：教務職員の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等（平成25年4月1日現在）
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	107	16 (15.0 %)	21 (19.6 %)	44 (41.1 %)	15 (14.0 %)	8 (7.5 %)
年齢 (最高～最低)		31 ～ 24	45 ～ 29	49 ～ 36	59 ～ 46	59 ～ 41
所定内給与年額 (最高～最低)		2,716 ～ 2,133	3,298 ～ 2,501	4,503 ～ 3,137	4,853 ～ 4,014	5,819 ～ 5,161
年間給与額 (最高～最低)		3,488 ～ 2,843	4,289 ～ 3,316	5,924 ～ 4,109	6,572 ～ 5,469	7,640 ～ 6,852
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局長	局長	局長
人員 (割合)		2 (1.9 %)	1 (0.9 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)
年齢 (最高～最低)		58 ～ 55	～	～	～	～
所定内給与年額 (最高～最低)		6,475 ～ 5,785	～	～	～	～
年間給与額 (最高～最低)		8,625 ～ 7,736	～	～	～	～

注1：「部長」については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

（教育職員（大学教員））

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員 助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	257	4 (1.6 %)	14 (5.4 %)	7 (2.7 %)	99 (38.5 %)	133 (51.8 %)	0 (0.0 %)
年齢 (最高～最低)		53 ～ 39	50 ～ 32	46 ～ 32	59 ～ 31	64 ～ 40	～
所定内給与年額 (最高～最低)		3,979 ～ 3,377	4,959 ～ 3,768	5,540 ～ 4,576	6,276 ～ 3,795	8,028 ～ 5,126	～
年間給与額 (最高～最低)		5,381 ～ 4,465	6,533 ～ 5,049	7,499 ～ 6,129	8,619 ～ 5,092	11,125 ～ 6,993	～

④ 賞与（平成24年度）における査定部分の比率
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.8	% 67.7	% 66.3
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.2	% 32.3	% 33.7
	最高～最低	% 39.5～33.2	% 34.2～31.0	% 35.4～32.5
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.8	% 67.4	% 66.1
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.2	% 32.6	% 33.9
	最高～最低	% 40.5～32.0	% 37.3～29.6	% 37.8～30.8

（教育職員（大学教員））

区分		夏季（6月）	冬季（12月）	計
管理職員	一律支給分（期末相当）	% 64.4	% 66.2	% 65.3
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.6	% 33.8	% 34.7
	最高～最低	% 40.5～33.2	% 37.8～30.8	% 38.9～32.1
一般職員	一律支給分（期末相当）	% 64.8	% 67.7	% 66.3
	査定支給分（勤勉相当） （平均）	% 35.2	% 32.3	% 33.7
	最高～最低	% 40.5～32.6	% 37.8～29.5	% 37.8～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標
（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一）） 89.1

対他の国立大学法人等 97.0

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等 97.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	89.1	
	参考	地域勘案	96.2
		学歴勘案	88.5
地域・学歴勘案		96.2	
国に比べて給与水準が高く なっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の 適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 57.1% （国からの財政支出額 4,121,182千円、支出予算の総額 7,215,474千円 ：平成24年度予算） 【検証結果】		
講ずる措置	職員の給与水準については、引き続き社会の一般情勢に適合したものとなるよう努める。		

○教育職員（大学教員）と国家公務員との給与水準の比較指標 98.0

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,538,942	千円 3,671,656	千円 (%) △ 132,714 (△3.6)	千円 (%) △ 145,922 (△4.0)
退職手当支給額 (B)	千円 232,330	千円 465,688	千円 (%) △ 233,358 (△50.1)	千円 (%) △ 201,925 (△46.5)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 514,563	千円 542,438	千円 (%) △ 27,875 (△5.1)	千円 (%) 24,500 (5.0)
福利厚生費 (D)	千円 518,065	千円 521,106	千円 (%) △ 3,041 (△0.6)	千円 (%) 25,148 (5.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 4,803,900	千円 5,200,888	千円 (%) △ 396,988 (△7.6)	千円 (%) △ 298,199 (△5.8)

注：財務諸表附属明細書「役員及び教職員の給与の明細」では、受託研究費等により雇用される職員に係る費用、人材派遣契約に係る費用及び福利厚生費を計上していないため、本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費についてはそれぞれ、対前年度比△3.6%、△7.6%となっている。主な要因として、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）に準拠した給与減額支給措置を講じ、講じなかった場合と比較して、役員で4,414千円、職員で31,604千円、教員で120,382千円の削減となったこと、また「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月より役職員の退職手当について国家公務員退職手当法に準じた支給水準の引き下げを実施し、実施しなかった場合と比較して7,084千円（各職種ごとの人数が少ないため内訳は記載しない）の削減となったこと、等がある。
- なお、退職手当支給額の対前年度比△50.1%については、上記支給水準の引き下げの他に、定年退職者数の減少が大きく影響している（平成23年度13人→平成24年度5人）。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

- ・役職員の退職手当について、国家公務員退職手当法に準じた減額を実施した。

役員に関する講じた措置の概要

① 役員在職期間のみの役員

在職期間1月につき退職日の俸給月額に12.5/100の割合を乗じて得た額に0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業務勘案率を乗じて得た額に、国家公務員退職手当法に準じた調整率を乗じるよう規定。

② 職員から引き続き役員となった役員

役員としての引き続き在職期間を教職員としての在職期間とみなし、教職員退職手当規定の規定を準用。

職員に関する講じた措置の概要

国家公務員退職手当法に準じた措置を実施。

平成24年度定年退職者にのみ調整率を100/100とする緩和措置を実施した。